

3. 省エネ法等に基づく実績報告(市長部局分)

省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）及び神奈川県条例（神奈川県地球温暖化対策推進条例）において、横須賀市役所は、市長部局、教育委員会及び上下水道局の3事業者として指定を受け、各事業者単位で、各法令等の遵守事項が定められています。

市長部局における省エネ法等実績報告は、次のとおりです。

(1) 省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）

① エネルギーの使用に係る原単位等の報告

- i. 令和3年度のエネルギーの使用量は原油換算で、13,399 kL、エネルギーの使用に係る原単位^{※1}は0.03221kL/m²です。
 ※1 市長部局分のエネルギーの使用に係る原単位は、エネルギーの使用量(原油換算値)を全施設の延床面積値で割って算出します。
- ii. 前年度に比べて、エネルギーの使用量の原油換算値は6.8%増加、エネルギーの使用に係る原単位は7.5%増加しました。
- iii. エネルギーの使用量が増加した主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた施設が令和3年度に入り再開され、イベントも増加したことによりエネルギーの使用量が前年度と比べると大幅に増加したためと考えられます。
- iv. エネルギーの使用に係る原単位が増加した理由は、エネルギー使用量の増加の理由と同様の理由と考えられます。
- v. エネルギーの使用に係る原単位の、平成29年度から令和3年度の5年度間年平均原単位変化は2.3%減少し、省エネ法における努力目標である「中長期的にみて年平均1%以上低減」を達成しています。

＜エネルギーの使用に係る原単位(市長部局)比較表＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5年度間 年平均原単位変化
エネルギーの 使用に係る原単位	0.03532 kL/m ²	0.03307 kL/m ²	0.03353 kL/m ²	0.02996 kL/m ²	0.03221 kL/m ²	
対前年度比		6.4%減	1.4%増	10.6%減	7.5%増	2.3%減少 ※努力目標の 1%削減以上

- vi. 市民病院（第二種エネルギー管理指定工場）の令和3年度のエネルギーの使用量は原油換算で1,557 kL、エネルギーの使用に係る原単位は0.05943 kL/m²です。
 ⇒前年度に比べて、エネルギーの使用量は2.8%、原単位は2.8%減少しました。
- vii. その主な理由としては、誘導灯や院内照明のLED化を進め、照明器具やパソコン使用等の一般的なものについて、不使用時の電源OFF等の省エネ活動を実施したことにより、エネルギーの使用量が減少したためと考えられます。

- viii. うわまち病院（第二種エネルギー管理指定工場）の令和3年度エネルギーの使用量は原油換算で1,697 kL、エネルギーの使用に係る原単位は0.07753 kL/m²です。
⇒前年度に比べて、エネルギーの使用量は2.9%、原単位は2.9%増加しました。
- ix. その主な理由としては、建物老朽化による空調効率の悪化、新型コロナウイルス感染症の感染対策による防護具着用や換気に伴う空調利用の増加及び感染症対応に伴う発熱外来設置や院内クラスター対策として空調設備や大型換気設備を設置したこと等により、エネルギーの使用量が増加したためと考えられます。

② 管理標準の整備

省エネ法で整備が義務付けられている管理標準を、一部の指定管理施設および無人施設等を除く市長部局の全施設について、整備しました。

(2) 温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

- i. 令和3年度のエネルギー起源の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で、24,715 t-CO₂です。前年度に比べて、4.6%増加しました。増加理由は（1）iiiのとおりです。
- ii. エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス^{*2}については、ガスの種類ごとに3,000 t以上排出する場合報告する必要があります。令和3年度は非エネルギー起源CO₂排出量(19,390 t-CO₂、前年度比23.6%減)のみ報告しました。
※2 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素
- iii. 温対法の温室効果ガス排出量の対前年度増加率(4.6%)が、省エネ法のエネルギーの使用量（原油換算値）の対前年度増加率(6.8%)より低い値となっているのは、電気の使用に関する排出係数の変更が主な理由と考えられますが、その他に原油換算値とCO₂排出量とでは算出時の係数がエネルギー毎に異なるため、エネルギーの内訳により各換算値に相違が生じるためと思われます。
令和2年度報告時 東京電力による電気の使用に関する排出係数 0.000457 t-CO₂/kWh
令和3年度報告時 東京電力による電気の使用に関する排出係数 0.000447 t-CO₂/kWh

(3) 神奈川県条例（神奈川県地球温暖化対策推進条例）

① 施設の温室効果ガス排出量

- i. 令和3年度温室効果ガス排出量は、実排出量係数による二酸化炭素換算では24,700 t-CO₂であり、基準年度(令和元年度 26,700 t-CO₂)に比べて、温室効果ガス排出量は、7.5%減少しました。調整後排出係数^{*3}による二酸化炭素換算では23,900 t-CO₂となり、基準年度(令和元年度 26,100 t-CO₂)に比べて、温室効果ガス排出量は、8.4%減少しました。
※3 調整後排出係数とは実排出係数から京都メカニズムクレジット等を考慮し調整した排出係数です。調整後温室効果ガス排出量の算定にはこちらを用います。
- ii. 神奈川県条例と温対法の温室効果ガス排出量が異なるのは、有効数字処理の有無によります。
温対法は有効数字処理が無いため、24,715 t-CO₂となりますが、神奈川県条例では有効数字3桁処理を行うため、24,700 t-CO₂となります。

② 自動車の温室効果ガス排出量

- i. 令和3年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で1,040 t-CO₂であり、基準年度(令和元年度 1,120 t-CO₂)に比べて7.1%減少しました。
- ii. なお、事業活動温暖化対策計画書の最終年度(令和6年度)の削減目標値は、1,098t-CO₂(実排出係数による値)であり、目標値達成となりました。
今後、さらなる電気自動車等の導入やエコドライブなどの環境配慮行動を実践していく必要があります。